

国民健康保険税 減免判定簡易フロー (新型コロナウイルス感染症関係)

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減った。

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者(世帯の中で最も所得の多い方)が死亡、または1か月以上の治療を有するなど重篤な傷病を負った。

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者が 新型コロナウイルス感染症の影響で会社都合の離職をし、雇用保険から失業給付を受ける。

いいえ

はい

世帯の主たる生計維持者の
事業収入 ・ 給与収入 ・
不動産収入 ・ 山林収入 の
いずれかの収入が令和元年と
令和2年の見込みを比べて
10分の3以上
減少する見込みである。

世帯の主たる生計維持者の
事業収入 ・ 不動産収入 ・
山林収入 の
いずれかの収入が令和元年と
令和2年の見込みを比べて
10分の3以上
減少する見込みである。

はい

いいえ

はい

いいえ

以降の質問で
はいの場合は
いいえの場合は

世帯の主たる生計維持者の、
令和元年中の所得の合計額が1,000万円以下である。

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者の、前年比30%以上の
減少見込みの収入にかかる所得以外の
令和元年中の所得の合計額が400万円以下である。

はい

いいえ

新型コロナ関連の
減免の対象

新型コロナ関連の
減免の対象外

申請により、
国民健康保険税の
減免対象税額の
全額が免除
されます。

申請により、国民健康保険税の
減免対象税額の一部が減免
されます。

非自発的失業者にかかる保険税の軽減制度
により保険税を軽減します。

※簡易的な判定であり、これによらないことがあります。